

# 青山学院大学後援会規則

〔1967年11月20日〕  
評議委員会承認

改正 1968年3月18日 1970年9月30日  
1979年7月9日 1986年7月22日  
1994年7月26日 1996年7月25日  
2000年7月24日 2004年7月16日  
2015年7月17日 2020年8月1日

(名称)

**第1条** 本会を青山学院大学後援会と称し、事務所を青山学院大学内に置く。

(会員)

**第2条** 本会は、青山学院大学に在籍する学生の父母及び保証人その他の有志をもって会員とする。

(目的)

**第3条** 本会は、大学と家庭との連絡を密にして意志の疎通を図り、大学の教育及び研究に必要な事業を援助する。

(経費)

**第4条** 本会の経費は、会費及び寄付金をもって支弁する。

(会費)

**第5条** 会員は会費として次の会費を拠出する。

- (1) 学部 10,000円
- (2) 大学院 5,000円

(役員)

**第6条** 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 理事 約20名
- (4) 名誉会長 1名
- (5) 名誉理事 第8条4項による。
- (6) 監事 2名
- (7) 評議員 約50名
- (8) 顧問 若干名

(議事)

**第7条** 本会は、評議員会の決議をもって総会の決議とする。

(役員を選任等)

**第8条** 評議員は、原則として学長が推薦する。ただし、評議員会において更に追加推薦することができる。

2 理事及び監事は評議員の中から、会長及び副会長は原則として理事の中からそれぞれ互選する。

ただし、評議員会及び理事会は、これらの人選を学長に委任することができる。

3 院長は、名誉会長とする。

4 元会長及び元副会長は、名誉理事とする。

5 顧問は、学長が推薦し、これを理事会が承認する。

6 役員任期は、1年とし、再任を妨げない。

(役員職務)

**第9条** 会長は、会務を総理し、会議を招集する。

2 理事及び監事は、各会務を担当する。

3 評議員は、会務を審議する。

(会計年度)

**第10条** 会計年度は、4月1日から翌年3月末日までとする。

(理事会及び評議員会)

**第11条** 定期の理事会及び評議員会は、毎年7月までに開くものとし、その他必要がある場合は、臨時に開くことができる。

(議長)

**第12条** 会長は、会議の議長となる。ただし、会長に事故あるときは副会長がこれに当たり、副会長に事故あるときは理事の1人が互選によりこれに当たる。

(事業報告及び会計報告)

**第13条** 定期評議員会においては、事業報告及び会計報告をする。

(改廃手続)

**第14条** この規則の改廃は、評議員会の議を経て、会長がこれを行う。

**附 則**

この規則は、1967年11月20日から施行する。

**附 則**(1968年3月18日)

この規則は、1968年3月18日から施行する。

**附 則**(1970年9月30日)

この規則は、1970年9月30日から施行する。

**附 則**(1979年7月9日)

この規則は、1979年7月9日から施行する。

**附 則**(1986年7月22日)

この規則は、1986年7月22日から施行する。

**附 則**(1994年7月26日)

この規則は、1995年4月1日から施行する。

**附 則**(1996年7月25日)

この規則は、1997年4月1日から施行する。

**附 則**(2000年7月24日)

この規則は、2001年4月1日から施行する。

**附 則**(2004年7月16日)

1 この規則は、2005年4月1日から施行する。

2 第5条第2号及び第3号の規定にかかわらず、第二部においては2005年度入学生から適用し、大学院においては2005年度入学生及び在学生から適用する。

**附 則**(2015年7月17日)

1 この規則は、2016年4月1日から施行する。

2 改正後の第5条については、2016年度入学者から適用し、2015年度以前の入学者には、従前の規定を適用する。

**附 則**(2020年8月1日)

この規則は、2020年8月2日から施行し、2020年4月1日から適用する。